

議案第 9 号

令和 8 年度

佐倉市下水道事業会計予算書



## 令和8年度 佐倉市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度佐倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域内人口	155,104 人
(2) 年間総処理水量	18,505,300 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	50,699 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
拡張工事	511,691 千円
改良工事	159,114 千円
ポンプ場等改良工事	107,382 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	下水道事業収益	4,013,538 千円
第1項	営業収益	2,716,016 千円
第2項	営業外収益	1,237,522 千円
第3項	特別利益	60,000 千円
		支 出
第1款	下水道事業費用	4,012,697 千円
第1項	営業費用	3,823,150 千円
第2項	営業外費用	109,547 千円
第3項	特別損失	60,000 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,190,191千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,474,348 千円
第1項	企業債	1,011,600 千円
第2項	出資金	32,533 千円
第3項	国県支出金	421,080 千円
第4項	負担金	8,135 千円
第5項	その他資本的収入	1,000 千円
		支 出
第1款	資本的支出	3,664,539 千円
第1項	建設改良費	2,326,445 千円
第2項	企業債償還金	218,094 千円
第3項	投資その他の資産	1,100,000 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 下水道事業費用	1. 営業費用	佐倉市下水道事業 ウォーターPPP発注 支援業務委託	52,965	令和8年度	15,800
				令和9年度	37,165

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	中志津五・六丁目地先 污水管渠取付管改築工 事	65,100	令和8年度	39,060
				令和9年度	26,040
		上志津調整池整備工事	823,129	令和8年度	329,252
				令和9年度	164,625
			令和10年度	329,252	

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
令和9年度污水人孔ポンプ清掃点検業務委託	令和8年度から令和9年度まで	23,100

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	791,700千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
印旛沼流域下水道事業債	219,900千円			
合 計	1,011,600千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 297,930 千円 |
| (2) 交際費   | 100 千円     |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,772千円と定める。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西田 三十五